

第4回審議会	
資料 2	R4.10.31

28調環ご審発第7号
平成29年3月17日

調布市長 長友 貴樹 様

調布市廃棄物減量及び再利用促進審議会

会長 江尻 京子

ごみ・資源物の分別区分等の見直しについて（建議）

平成28年8月8日付け28調環ご発第1270001号により諮問のありました標記の件について、調布市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例（平成5年調布市条例第24号）第73条の規定により、下記のとおり建議します。

記

第1 はじめに

当審議会は、平成28年8月8日、市長から「ごみ・資源物の分別区分等の見直しについて」諮問を受けた。

諮問事項として挙げられた、ごみ・資源物の分別区分、収集頻度、粗大ごみの基準等については、平成16年に抜本的な変更が行われて以来、軽微な変更を除き、現在まで継続運用されているところである。

諮問理由において、これらを変更することは、市民生活に大きな影響を及ぼすため頻繁に行うべきではないとしながらも、廃棄物の排出動向や処理技術の進展を踏まえた、より適切な対応が求められているとしている。

またその背景として、平成30年度中の稼働を予定している新たな資源

化処理施設の整備事業が挙げられており、今般の見直しにより新たな分別区分が設けられた場合に必要となるストックヤードの確保等、施設整備上の対応を視野に入れているものと考えられた。

こうした諮問の趣旨を踏まえ、限られた時間の中で多岐にわたる事項を慎重に、また効率的かつ具体的に審議するため、当審議会では、ごみ・資源物の分別区分、収集頻度の見直しを所掌する「分別収集部会」と、粗大ごみの基準、処理手数料の見直しを所掌する「粗大ごみ部会」の2つの専門部会を設置した。それぞれの部会の構成は、資料1に添付したとおりである。

部会では、調布市における課題認識、近隣市の状況を確認しながら、ごみ減量効果、コスト、市民の利便性や影響範囲などの視点から議論が重ねられた。議論の経過については、資料2に添付したとおりである。

当審議会はこのたび、それぞれの部会における議論の結果に基づき、以下のとおり建議書として取りまとめ、調布市長に提出することとした。

第2 建議

1 プラスチックの分別区分について

(1) 現状

現在、調布市においては、「容器包装プラスチック」と「容器包装プラスチック」以外のプラスチックとで分別区分が異なり、また同じ「容器包装プラスチック」でも、再生原料の品質維持のため、汚れの落ちないものは「燃やせないごみ」としている。

「燃やせないごみ」として収集されたプラスチック類は、選別工程を経て異物が取り除かれたのち、クリーンプラザふじみにおいて、熱回収というリサイクル方法により、発電等の燃料として焼却処理されている。

また、汚れの落ちない「容器包装プラスチック」や「容器包装プラスチック」以外のプラスチックを「燃やせるごみ」として区分している自治体も少なくない。

(2) 方向性

プラスチック製品には、他の不燃性素材と合成されているものや、電

池などが組み込まれたものもある。これらがもし「燃やせるごみ」として収集され、そのまま焼却された場合、有害物質が発生するなど、焼却施設周辺の生活環境や、焼却施設の稼働に多大な影響を及ぼすおそれがある。このため、「容器包装プラスチック」以外のプラスチックを「燃やせないごみ」として収集し、焼却処理の前に手選別の工程を確保している現行の処理方法は、有効かつ合理的であると認められる。

引き続き「燃やせないごみ」として収集するとともに、ふじみ衛生組合構成市である三鷹市と連携し、容器包装プラスチックの分別品質の一層の向上に努めていただきたい。

なお、市民に対しては、分別区分の理由、選別工程やその重要性について、より分かりやすく、より積極的に広報啓発していくことが必要である。

一方、汚れの落ちない「容器包装プラスチック」については、選別工程の必要性はほとんどなく、ただちに焼却処理しても差し支えないものと考えられる。また、汚れの原因は主に食品残渣(ざんさ)であり、収集頻度が隔週1回の「燃やせないごみ」では家庭内での保管期間が長くなり、衛生管理上の問題を引き起こしかねないことから、「燃やせないごみ」ではなく、週2回収集される「燃やせるごみ」として取り扱うことが適当である。

なお、分別区分の変更に際しては、汚れ具合によって「容器包装プラスチック」に分別するのか「燃やせるごみ」に分別するのか市民が迷うことがないように、分かりやすく定義づけし、十分に広報、啓発する必要がある。

2 新たな分別区分について

(1) 現状

現在、調布市においては、靴、鞆、廃食油は「燃やせるごみ」として、また陶磁器、ぬいぐるみなどは「燃やせないごみ」として収集している。

こうした品目について、一部の自治体では拠点回収やイベント回収などの機会を設けるなどして、リユース（再利用）、リサイクル（再資源

化)に取り組んでいる。

(2) 方向性

リユース、リサイクルを更に拡充していく取組の検討は重要であるが、安定的なリユース市場（リサイクル市場）が確保されていることが必要条件となる。自治体としては費用対効果を考慮する必要もあり、搬送処理のコストなど困難な課題もある。

当面は、現状を維持しながら安定的な取引や効率的な処理ルートの開拓を研究し、新たな分別区分についての議論を深めていくべきである。

また、リユースの推進として、市民や地域の団体が主体となって展開しているバザー、フリーマーケットなどの活性化を図ることも重要であり、こうした活動を積極的に支援する仕組みを調査研究すべきである。

3 枝・草・葉の無料収集について

(1) 現状

現在、調布市においては、公園や道路などの公共的な場所を清掃する場合には、申込に応じて無料のボランティア袋を配付しているが、家庭内で発生する枝・草・葉については「燃やせるごみ」として収集している。多くの自治体では、一定量まで無料で収集し、そのうち一部の自治体では資源化している。

(2) 方向性

公園や道路の清掃協力に対してはボランティア袋が交付され、無料で排出できるが、市民の利便性やボランティア袋の適正使用の面で課題がある。

また、家庭内(敷地内)で発生するものは、有料の指定収集袋を使って「燃やせるごみ」として排出しなければならないが、調布市においては緑の保全、創出を市の重点プロジェクトのひとつに掲げており、市の基本的な姿勢として、緑の保持にかかる費用負担の軽減を図ることが求められる。

このような観点から、他の自治体同様、一定量までは無料で収集することが適当である。

なお、枝・草・葉については、収集方法や収集後の保管場所、活用方法などの課題があるため、当面は現状どおり焼却処理せざるを得ないだろうが、生ごみと同様、有機性資源であり、チップ化、たい肥化されたものは、市民農園などでの需要もあることから、将来的な有効利用の方策について、引き続き調査研究を進められたい。

4 戸別収集の頻度の見直しについて

(1) 現状

現在、調布市においては、「燃やせるごみ」が週2回、「ビン」「カン」「古紙・布類」及び「容器包装プラスチック」が週1回、「燃やせないごみ」「有害ごみ」及び「ペットボトル」が隔週1回の収集頻度となっており、これらは収集量の統計に基づいて決められている。

収集量の推移では、近年「ビン」「カン」「古紙・布類」が減少傾向にあり、一方で「ペットボトル」の排出量が大きく伸びている。このため、一部の市民からは、「ペットボトル」の収集頻度を増やしてほしいという要望が寄せられ、平成26年度から、夏季に限り、ペットボトルの収集を週1回としている。

(2) 方向性

近年は「ペットボトル」の軽量化が図られており、収集量がトン単位で増えているということは、本数としては著しく増加していると認識すべきであり、収集頻度については、増やす方向で見直す余地があると考ええる。

しかし、単に収集頻度を増やすだけでは収集コストの増加を招くことになる。「ペットボトル」の収集頻度を増やす代わりに、減少傾向にある「ビン」「カン」の収集頻度を減らす検討も行われたが、週1回のところを隔週1回に減らせるほどの減少率ではなく、また収集車両の稼働や中間処理場の調整も大きな課題であることが明らかとなった。

また、収集頻度が増えて排出しやすくなると、市民の利便性は高まるが、資源循環型社会を形成する基本の取組である3Rのなかで最も最優先となる「リデュース」にはつながらない。

平成26年度に「ペットボトル」の夏季臨時収集を開始して以来、市民からの要望も減少しているとのことであり、当面は現在の収集頻度を維持しつつ、排出量の変動を注視しながら、必要に応じて見直しを図ることが適当であるとの結論に至った。

なお、容器包装リサイクル法の趣旨に鑑み、引き続き、拡大生産者責任を追求する努力を継続するとともに、店頭回収など多様な回収の促進や、マイボトルの利用促進等による排出抑制を図られたい。

5 粗大ごみの基準の見直しについて

(1) 現状

現在、調布市においては、原則として最大辺が40センチメートル以上の廃棄物を粗大ごみとして取り扱っている。排出頻度や収集作業の安全衛生確保の観点から一部に例外がある。

他の自治体においては、調布市同様に最大辺の長さを基準にしている例が多いものの、その長さは30センチメートルから50センチメートルまでまちまちであり、さらに、5キログラム以上のものや指定収集袋に入らないものを粗大ごみとして取り扱うなど、それぞれの収集体制や受入体制に応じた基準を設けている。

(2) 方向性

市民の分かりやすさ、負担軽減という点では、指定収集袋に入らないものを粗大ごみとして取り扱うことが最も優れていると考えられたが、調布市の指定収集袋の容量は他の自治体に比べて大きいため、近隣自治体との均衡を失すおそれがある。また、木箱などが「燃やせるごみ」として排出された場合に、箱の中に焼却不適物や貴重品が混入していても分からないまま焼却処理されてしまうことなどの問題が予想される。

一方、ふじみリサイクルセンターからは、40センチメートルを超える大型の不燃系廃棄物を、現状以上に多量に受け入れることは困難であるとの見解が示されたところである。

このような事情から、当面は現状維持とし、将来的に、他の自治体の動向やふじみ衛生組合との調整を踏まえつつ、市民の利便性に配慮した

見直しを図られたい。

なお、最大辺の長さとともに、5キログラム以上など重量を加味することも検討したが、排出者、収集員がこれを計測することは実態として難しいだろうとの判断で、見送ることとした。

6 粗大ごみに係る処理手数料の見直しについて

(1) 現状

現在、調布市においては、粗大ごみ1キログラムにつき31円50銭を上限として、品目ごとに処理手数料の額が決められている。

排出者は、あらかじめ収集又は持込の申込みをし、手数料の額に応じた特定廃棄物処理券を購入し、品物に貼付することとなっており、収集の場合でも持込の場合でも手数料の額、支払方法は同じである。

他の自治体においても、条例で処理手数料の額、納付方法を定めており、また一部の自治体では、収集と持込で手数料の額に差を設けている

(2) 方向性

調布市では、新たな資源化処理施設を平成30年度中に稼働させるとしており、そこが粗大ごみの新たな持込み先となる計画である。

持込の場合の処理手数料については、新たな施設においては重量を計測する機器を設置し、重さに応じて額を定める従量制が、市民の利便性向上の面からも作業効率上も適当と考えられる。

この場合、処理手数料については、特定廃棄物処理券の購入による納付方法は現実的でなく、現金で支払えるようにすることが望ましいと考える。

従量制により、調布市の歳入は若干の減収となることが見込まれるが、市民の利便性、分かりやすさ、施設運営の効率性と比較した場合、許容範囲と考えるべきである。

第3 おわりに

今般、当審議会は、市長からの諮問を受け、建議という形式で意見を申し述べることとした。

結果として、分別区分の変更や収集頻度の見直しといった、市民生活に大きな影響を及ぼす事項については、おおむね現状を維持する内容としたが、引き続き今後の動向を注視し、適切な時期に見直しを図られたい。

一方、「容器包装プラスチック」「枝・葉・草」「粗大ごみ」の取扱いについては、見直すべきとの結論に至った。建議の内容を踏まえ、今後の廃棄物行政にぜひ反映されることを望む。

最後に、諮問にはなかった事項であるが、議論の結果、次の三点について提言いたしたい。

- 1 使用済小型家電回収事業を拡充し、有用金属のさらなる再資源化を推進すべき。
- 2 ごみ出しルールの徹底について、集合住宅の単身世帯や転入者への啓発が特に重要であり、不動産管理会社と連携するなどして、対策を強化すべき。
- 3 食品ロス対策についての啓発を強化するとともに、市民団体等が主体となって展開しているフードドライブ、無駄なし料理教室などの活性化を支援すべき。

こうした提言についても、今後の一般廃棄物処理基本計画等の立案に際して参考としていただきたい。

なお、資源循環型社会を形成していくための基本となる取組である3Rのうち、最優先となるものは「リデュース」であり、本審議会においてもこのことを前提に議論を行ったところである。しかしながら廃棄物処理の実際においては、経済的合理性や市民の利便性も考慮し、バランスの取れた施策を講じていく必要がある。調布市においては、これまで以上に市民、事業者との連携を深め、ごみの減量についての理解と協力を得ながら、資源循環型社会の構築を目指していくことを切に願うものである。